

2021年3月22日

関係各位



新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言解除後
組合の勤務体制について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊協組の共販事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、3月22日午前0時に2回目の緊急事態宣言が解除された事を受け、当組合の勤務体制を下記の通りとさせていただきます。

緊急事態宣言解除後も組合としては引き続き感染拡大防止に努めて参ります為、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 期 間 2021年3月22日 (月)より

2. 勤務体制

(1) 組合の営業時間は通常通りとし、職員・営業幹事は30分短時差勤務を行う。

① 組合の営業時間：9：00～17：00とする。

② 各自の勤務時間を以下の通りとする。

早番 9：00～16：30

遅番 9：30～17：00

(2) 土曜日は閉所とする。

なお、状況の変化に伴い、期間・内容を変更する場合があります。その際は都度ホームページでお知らせ致します。

以上